入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙「入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件」を参照すること。

1.	公告日	令和8年11月18日(水)
2.	契約職	西日本支社長　　細川　恒

3. 業務概要等

(1)	公告No.	**西　8-085**
(2)	業務名	令和8年度霧島市牧場クリーンセンター実施設計業務委託
(3)	業務地名	鹿児島県霧島市牧園町地内
(4)	業務内容	実施設計（改築・更新）
	①　施設名	牧場クリーンセンター（プレハブ式オキシデーションディッチ法） 全体能力　**1,240** ㎥/日 今回能力　**1,240** ㎥/日
	②　公募範囲	詳細設計（水処理施設）　一式
(5)	履行期間	
	（公募範囲）	令和8年度 契約締結日の翌日から　令和9年2月18日(木)　まで
(6)	必要職種	
	（公募範囲）	機械　電気
	主な担当技術者	機械　電気
(7)	本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。	
(8)	本業務は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査方式の業務である。	

4. 競争参加資格

(1)	指名停止	九州区域	霧島市又は鹿児島県
(2)	同種業務の実績		
	①　業務内容	下水道終末処理場に係る実施設計	
	②　規模	全体能力　**620**　㎥/日　以上 ただし、令和6・7年度の成績優良者については、 全体能力　**414**　㎥/日　以上と読み替える優遇措置を行う。	

5. 担当部局

〒541-0056　大阪市中央区久太郎町4 丁目1 番3 号 大阪御堂筋ビル 6 階
日本下水道事業団　西日本支社　事業部　契約課
TEL　０６－７６６１－１２２３　　FAX　０６－７６６１－１２３４

6. 競争参加申請

(1) 事前申請書の提出期間

令和8年11月18日(水)　から　令和8年11月25日(水)　までの

10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

原則として、電子メールによる提出のみとし、参加希望者は以下の提出先に事前申請書を提出すること。
持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く上記の提出期間内の毎日、
10 時00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分まで。
郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による場合は、提出期間中に必着のこと。ただし郵送の場合に限り、提出期限日の前日
（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。

(2) 提出方法	電子メールにより提出すること。なお、1 件のメールにつき 1 業務のみの申請（PDF形式、容量**3 MB以内**）とする。 ただし、システム障害や電磁的手段の破損、故障等やむを得ない事情がある場合に限り、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。） （以下「郵送等」という。）により提出することができる。郵送等による場合は、提出期間中に必着のこと。 ただし、提出期限の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。 なお、上記以外の提出方法は受付けない。
(3) 提出先	参加希望者は、電子メールで次のアドレスに送付すること。 **jsnishi-sekkei-sanka@jswa.go.jp** 送信に際しては以下に留意するものとする。 ・ メールの件名は「【事前申請書】〇〇〇〇〇」とすること。 ・ 〇〇〇〇には入札公告3（2）の業務名を省略せずに記載すること。 ・ 件名やメールアドレスに誤りがある場合、正しく受領できない可能性があること。

(4) 事前申請書は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。

日本下水道事業団ホームページ＞入札・契約・申請手続＞様式・契約書ダウンロード＞入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）＞競争参加申請時に提出する様式

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html

7. 入札に必要な図面等の交付

(1) 担当部局	5. に同じ ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。） 電話番号　０５７０－０２１－７７７
(2) 期　　間	令和8年11月18日(水)　から　令和8年11月25日(水) （土曜日、日曜日及び祝日を除く、6時00分から23時00分まで。）
(3) 交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。URLは下記のとおり。 ただし、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。 **https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600** パスワード　入札情報公開システムに記載のとおり
(4) 関連情報を入手するための照会窓口	5. に同じ

8. 入札公告（入札説明書）に対する質問

(1) この入札公告（入札説明書）に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

① 提出期間	令和8年11月19日(木) から 令和8年12月4日(金) 16時00分まで。 持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時00 分から12 時00 分まで及び13 時00 分から16 時00 分まで。
② 提出方法	原則として電子メールで提出すること（押印不要）。送信する際の件名は質問書であることの他、業務委託名・会社名を記入すること。 例） 件名：【質問書】○○市実施設計業務委託（◇◇コンサルタント（株））
③ 提出先	送付先メールアドレス： **jskinki-keiyaku@jswa.go.jp** ※上記アドレスは質問書提出以外のメールは受け付けない。 持参又は郵送等の場合は上記５に同じ。
④ 提出様式	日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。 日本下水道事業団ホームページ＞入札・契約・申請手続＞様式・契約書ダウンロード＞入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）＞質問（回答）書 **https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html**

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間	令和8年11月19日(木) から 令和8年12月9日(水) まで。
② 場 所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル６階 日本下水道事業団 西日本支社 掲示板

9. 入札書提出期間及び開札の日時並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、指定の書面により担当部局まで持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。

(1) 入札書提出期間

① 電子入札システムによる場合

令和8年12月7日(月) から 令和8年12月9日(水) までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

② 紙入札方式による場合

令和8年12月7日(月) から 令和8年12月9日(水) までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

(2) 提出場所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4 丁目1 番3 号 大阪御堂筋ビル６階 日本下水道事業団 西日本支社 事業部 契約課 TEL ０６－７６６１－１２２３ FAX ０６－７６６１－１２３４
(3) 開札日時	令和8年12月10日(木) **9時30分**
(4) 開札場所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル６階 日本下水道事業団 西日本支社 入札室

10. 手続における交渉の有無	無	
11. 契約書作成の要否等	契約書案により、契約書を作成するものとする。	
12. 支払条件	前払金 有	業務委託料の **30** ％以内
13. 火災保険付保の要否	否	

14. 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約（以下「関連契約」という。）を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無		無	
15. その他			
	(1) 談合等不正行為があった場合の違約金等条項の有無		有
		① 損害賠償金の率	**10.00** %
		② 遅延利息の率	**3.00** %

別紙　**西　8-085**

入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件

1. 競争参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

(1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達（平成6年達第8号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。

(2) 日本下水道事業団における令和７・８年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59 年７月２日付経契発第13 号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 同種業務の実績

過去10 年間に、本委託業務で求める同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

(6) 保有する技術職員の状況

次のいずれにも該当しないこと。

① 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とするもの）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－下水道」とするもの）に限る。以下同じ。）の資格を有する者がいない場合。

② 本委託業務で求める必要職種（公募範囲の欄）ごとに、以下の要件を満たす技術者を1 人以上保有していない場合。

ア 以下①及び②の要件を満たす者。

① 7年以上の実務経験（下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。)を有する。

② 過去３年間に３箇所以上の本委託業務で求める同種業務に関する実績を有する（但し、規模は不問とする）。

イ 建築の職種にあっては、前項アのほか一級建築士の資格を有する。

(7) 当該業務の実施体制

次のいずれにも該当しないこと。

① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合。

ア ①、②又は③のいずれかの資格を有する者。

① 技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道））

② RCCM（専門技術部門：下水道）

③ 一級建築士（但し、以下の業務の内、建築工種のみの業務に限る）

・終末処理場・ポンプ場実施設計業務委託

・終末処理場・ポンプ場耐震耐津波診断調査業務

・終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント実施方針（全体計画及び実施計画）策定業務

イ 過去５年間に管理技術者又は担当技術者として本委託業務で求める同種業務の実績を有する（但し、規模は不問とする）。

ウ　手持ち業務（契約金額**1,000万円以上**の業務に限る。以下同じ。)が10件以下である。

エ　令和7年度に管理技術者として従事し完了した業務の業務成績で60点未満のものがないこと。

② 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、別表に示した要件をすべて満たす担当技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。）

③ 本委託業務で求める必要職種（今回対象の欄）ごとに、以下の要件を満たす照査技術者を配置できない場合。（但し、今回対象が無い場合には、公募範囲の欄に記載された職種とすること。）

ア　職種が土木、機械及び電気の場合

①、②又は③のいずれかの要件を満たす者。

① 技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有する。

② RCCM（専門技術部門：下水道）の資格を有する。

③ 管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として 7 年以上の 下水道事業の設計･調査の実務経験を有する。

イ　職種が建築の場合

①及び②の要件を満たす者。

① 一級建築士の資格を有する。

② 建築職として、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として 1.5 年以上の下水道事業、下水道類似施設の設計･調査の実務経験を有する。

(8) 配置予定技術者の審査対象期間について

配置予定技術者が産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合の審査対象期間については、3.（1）に記載の様式ダウンロードページ内の「競争参加資格確認資料（別紙様式第1）記載上の留意事項」Ⅱ5⑤に記載のとおりとする。

2. 競争参加申請

(1) 本業務は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は、事前申請書を提出すること（事前申請書を提出することにより、入札書を提出できる。）。また、本業務における手続は、原則として電子入札システムにより行うものとするが、事前申請書については、電子入札システムによる提出ができないため、入札公告 6 (2) に記載の提出方法により提出するものとする。なお、期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加することができない。

(2) 事前申請書の作成説明会は行わない。

(3) その他

① 事前申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約職は、提出された事前申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された事前申請書は、返却しない。

④ 提出期限以降における事前申請書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 事前申請書に関する問い合わせ先　入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「5」に同じ。

⑥ 事前申請書の受信確認について、入札公告6（1）に記載の事前申請書提出期間内に、入札公告5に記載の担当部局で受信した際には、自動返信メールを送信する。

⑦ 事前申請書提出期限の16時00分時点において自動返信メールが届かない場合のみ、提出期限日の16時30 分までに入札公告5の担当部局へ電話で確認を行うこと。

⑧ 不備がない場合は、入札公告5の担当部局からの自動返信メールを以って受付とする。

⑨ 郵送等による場合は、返信用封筒（返信先の住所、宛名を記載し、返信に必要な額の郵便切手を貼ったもの）を同封すること。なお、提出先は入札公告5に同じである。

3. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封緘のうえ商号又は名称、所在地、あて名及び業務名を記載し持参又は郵送等により提出すること。

また、第１回の入札に際し、内訳書・提案値添付フィールドに入札価格の内訳書・提案値を添付しなければ入札書を送信出来ないため、「入札書添付用書類」を日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成し、内訳書・提案値添付フィールドに添付すること（実際の内訳書を添付する必要は無い。）。

日本下水道事業団ホームページ＞入札・契約・申請手続＞様式・契約書ダウンロード＞入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）＞入札心得又は見積心得に関する様式

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html

ファイル形式については、7（８）③のいずれかの形式で作成すること。ただし、紙入札による場合の提出は、不要とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、入札において落札者の決定がない場合は、直前の入札における入札参加者との随意契約に移行する。随意契約に移行後の見積り合わせの回数は4回を限度とする。

4. 入札保証金及び契約保証金

(1)	入札保証金	免除。

(2) 契約保証金

納付（保証金取扱店　みずほ銀行新橋支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

5. 開札

開札は電子入札システムにより行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

なお、紙入札方式による入札参加者で１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

6. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のないものが行った入札、事前申請書、競走参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）又は競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）に虚偽の記載をした者の入札、事前申請書の提出のない者のした入札並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時において指名停止を受けているものその他の開札の時において「１」に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

7. 競争参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札後、落札者の決定を保留する。なお、日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号)第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

(2)　落札者の決定を保留した後、落札候補者が「１」に掲げる競争参加資格を満たす者であるかを確認する。

(3)　(2)の確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

①　当該落札候補者が競争参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②　当該落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2)の競争参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4)　(3)により落札候補者の取扱いについて決定した場合は、次のとおり、落札候補者であった者にその結果を通知するものとする。

①　(3)①の手続により、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。

②　(3)②の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に競争参加資格確認通知書（資格無し）を送付するものとする。

(5)　落札候補者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、(2)の競争参加資格の確認とあわせて低入札価格調査を行う。

(6)　(5)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

(7)　(5)の調査にあたっては、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、(6)に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。

(8)　(2)の競争参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、事後申請書及び事後資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、確認のために必要な指示に従わなければならない。

落札候補者が提出期限内に事後申請書及び事後資料を提出しないとき、競争参加資格確認のための指示に従わないとき、又は事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者は競争参加資格を満たす者でないものとし、(3)②の手続により落札者を決定する。

①　提出期限

開札日（(3)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16 時 00 分まで

②　提出方法

電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受付けない。

電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料の合計ファイル容量が**10ＭＢ**を越える場合には、持参又は郵送等により提出するものとする。

持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載した電子ファイル（電子入札運用基準別紙様式４）を送信するものとする。

・ 持参又は郵送等する旨の表示

・ 持参又は郵送等する書類の目録

・ 持参又は郵送等する書類のページ数

・ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

③ ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	拡張子がDOC又はDOCX
2	Microsoft Excel	拡張子がXLS又はXLSX
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（拡張性がPDF） 画像ファイル（拡張子がJPG又はGIF） 上記に加え特別に認めたファイル形式

④ 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所は、入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「５」に同じ。

(9) 事後申請書及び事後申請資料は、日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして作成すること。

日本下水道事業団ホームページ＞入札・契約・申請手続＞様式・契約書ダウンロード＞入札契約関係図書（建設コンサルタント等業務）＞建設コンサルタント等業務の競争参加に係る様式

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-A.html

(10) 事後申請書及び事後申請資料は、上記様式ダウンロードページ掲載の「競争参加資格確認資料（別紙様式第１）記載上の留意事項」に従い作成すること。

(11) 資料の右上に業務名と会社名を記載すること。 **業務名は「霧島市実施設計」とすること。**

(12) その他

① 持参又は郵送等する場合、事後申請書に代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「代表者等」という。）の記名のないものは受け付けない。

② 事後申請書及び事後資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。

④ 契約職は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

⑤ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「5」に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた落札候補者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた落札候補者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

① 提出期限

競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出場所 入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「5」に同じ。

③ その他

書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。

(2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 契約職が、(1)により説明を求められたときは、落札決定を延期する。

9. 当該業務は、今後、日本下水道事業団が公告・公示する案件において管理技術者及び主な担当技術者（主な担当技術者は公示するプロポーザル方式案件の技術提案書の評価において）の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1,000 万円未満の場合は、この限りではない。

10. 再苦情申立て

(1) 契約職からの競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

① 受付窓口　　入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「5」に同じ。

② 受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

11. 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告（入札説明書）_事後審査・電子入札対象案件「5」に同じ。

12. その他

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記3. (3)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（上記3. (3)ただし書きにより随意契約に移行する場合は日本下水道事業団随意契約見積心得）を遵守すること。

(3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格申請を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

(4) 本業務に係る公募範囲（予定）の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）及び照査技術者を変更できない。

ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続く公募範囲(予定)対象業務の管理技術者とすることができない。

(5) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置技術者」という。）については、当該配置技術者の病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ない場合を除き変更することができない。なお、配置技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる要件を満たし、かつ、変更前の配置技術者と同等以上の技術者を配置しなければならない。（公告の範囲における随意契約についても同様とする。）

(6) 担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）の補助者として副担当者を配置することができる。

副担当者の資格要件は、別紙に示す。

(7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約が保留された場合においては、低入札価格調査のために下記の資料を提出し、低入札価格調査に協力しなければならない。

① 当該価格で入札した理由、入札価格の内訳
② 業務実施体制の状況
③ 手持業務の状況
④ 配置予定技術者名簿
⑤ 過去に実施した同種又は類似の業務名及び発注者
⑥ 経営内容（財務諸表等）
⑦ 信用状態
⑧ その他必要な事項

	調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれや成果品の品質低下のおそれがあることから業務の遂行にあたっては社内照査を徹底させるとともに下記の内容を実施しなければならない。 ① 進捗状況や検討状況を管理するために毎月末に業務管理レポートを提出 ② 受注者が提出した実施工程表をもとに発注者（当該設計課長）が指示する時期に中間業務確認を受ける。
(8)	入札書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
(9)	本案件に引き続く随意契約がある場合の予定価格の積算については、今回入札の落札率が考慮される。
(10)	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。 日本下水道事業団ホームページアドレス　**http://www.jswa.go.jp/**
(11)	障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。 システム操作・接続確認等の問い合わせ先 ・電子入札ヘルプデスク　電話番号　０５７０－０２１－７７７ 対応時間　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時30分まで。 メールアドレス　**Sys-e-CydeenASPHelp@hitachijoho.com** ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、担当部局へ連絡すること。
(12)	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
(13)	第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
(14)	競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に入札公告（入札説明書）に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「指名停止措置についての通知書」を提出すること（地方公共団体名の表記が無い場合は提出不要）。